

駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令

陸上自衛隊訓令第44号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条、第50条及び第51条の規定に基づき、駐とん地司令及び駐とん地業務隊等に関する訓令を次のように定める。

昭和34年10月22日

防衛庁長官 赤城 宗徳

駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令

改正	昭和35年1月7日隊訓第3号	昭和35年3月11日隊訓第11号
	昭和35年3月30日庁訓第12号	昭和35年4月30日隊訓第17号
	昭和35年6月6日隊訓第21号	昭和35年6月30日隊訓第22号
	昭和35年8月6日隊訓第35号	昭和35年12月2日隊訓第46号
	昭和36年3月30日隊訓第4号	昭和36年7月28日隊訓第18号
	昭和36年10月13日隊訓第21号	昭和37年3月8日隊訓第2号
	昭和37年6月22日隊訓第10号	昭和37年9月6日隊訓第20号
	昭和38年1月25日隊訓第1号	昭和38年2月22日隊訓第3号
	昭和38年12月27日隊訓第22号	昭和39年3月13日隊訓第4号
	昭和39年7月17日隊訓第9号	昭和40年1月16日隊訓第2号
	昭和40年7月10日隊訓第7号	昭和41年1月28日隊訓第3号
	昭和41年2月1日隊訓第5号	昭和41年3月11日隊訓第6号
	昭和42年2月24日隊訓第1号	昭和43年2月15日隊訓第1号
	昭和43年3月19日隊訓第2号	昭和43年11月26日隊訓第5号
	昭和44年2月18日隊訓第2号	昭和44年12月24日隊訓第12号
	昭和46年3月19日隊訓第3号	昭和46年7月23日隊訓第11号
	昭和46年9月17日隊訓第12号	昭和46年11月8日隊訓第13号
	昭和47年4月27日隊訓第12号	昭和47年9月18日隊訓第28号
	昭和47年12月26日隊訓第42号	昭和48年3月16日隊訓第11号
	昭和48年4月12日隊訓第15号	昭和48年5月1日隊訓第23号
	昭和48年10月12日隊訓第57号	昭和49年4月11日隊訓第25号
	昭和49年7月19日隊訓第35号	昭和50年2月13日隊訓第3号
	昭和52年2月18日隊訓第5号	昭和52年7月14日隊訓第14号
	昭和53年1月13日庁訓第1号	昭和53年7月14日隊訓第22号
	昭和54年9月25日隊訓第20号	昭和55年3月11日隊訓第13号
	昭和55年3月28日隊訓第18号	昭和56年1月31日隊訓第3号
	昭和57年4月30日庁訓第19号	昭和58年3月7日庁訓第4号
	昭和60年6月28日隊訓第24号	昭和63年4月8日庁訓第12号

平成2年2月26日隊訓第6号  
平成3年3月26日隊訓第8号  
平成6年9月30日庁訓第48号  
平成10年3月25日庁訓第12号  
平成12年3月22日庁訓第10号  
平成15年3月20日庁訓第6号  
平成18年3月24日隊訓第11号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年8月30日省訓第145号  
平成21年5月27日隊訓第19号  
平成23年4月19日省訓第20号  
平成23年4月19日省訓第20号  
平成27年3月24日省訓第3号  
平成30年3月2日省訓第6号

平成2年10月1日庁訓第38号  
平成6年3月22日隊訓第6号  
平成9年1月17日庁訓第1号  
平成11年3月19日庁訓第8号  
平成13年3月26日庁訓第17号  
平成16年3月26日庁訓第18号  
平成18年7月28日庁訓第83号  
平成19年3月27日省訓第10号  
平成20年3月25日省訓第12号  
平成22年3月25日省訓第8号  
平成24年3月23日省訓第10号  
平成25年3月22日省訓第16号  
平成28年3月24日隊訓第7号  
平成30年3月26日省訓第15号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 駐屯地司令等（第4条—第8条の2）
- 第3章 駐屯地業務隊（第9条—第19条）
- 第4章 雑則（第20条—第27条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この訓令は、駐屯地の細部に関する事項、駐屯地司令の職務、権限及び業務処理に関する事項並びに駐屯地業務隊等の任務、組織その他必要な事項に関して定めることを目的とする。

#### （分屯地）

第2条 自衛隊法施行令第50条第1項ただし書の規定により防衛大臣の定める駐屯地の一部となる施設を分屯地と称する。

2 分屯地の名称及び位置並びに分屯地がその一部となる駐屯地の名称は、別表第1のとおりとする。

#### （駐屯地の所管）

第3条 方面総監が担当する警備区域内に所在する駐屯地（市ヶ谷駐屯地を除く。）は、当該方面総監が所管するものとする。

### 第2章 駐屯地司令等

#### （駐屯地司令）

第4条 駐屯地司令は、当該駐屯地（分屯地を除く。）に所在する部隊等（当該駐屯地に臨時に駐屯するもの及び中央即応連隊を除く。）の長のうち自衛官の順位に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第12号）第3条の規定により順位の上位にある陸上自衛官をもって充てる。ただし、市ヶ谷駐屯地の駐屯地司令は、陸上自衛隊中央業務

支援隊長の職にある陸上自衛官を、方面総監部、師団司令部又は旅団司令部（以下「総監部等」という。）が所在する駐屯地の駐屯地司令は、方面総監部幕僚長、副師団長又は副旅団長の職にある陸上自衛官をもって充てるものとする。

（駐屯地司令の職務及び権限）

第5条 駐屯地司令は、当該駐屯地司令の属する部隊等の指揮系統上の直近の上級の方面総監、師団長又は旅団長（市ヶ谷駐屯地司令は防衛大臣、陸上総隊司令官直轄部隊及び防衛大臣直轄部隊等に属する駐屯地司令（市ヶ谷駐屯地司令を除く。）は当該駐屯地の所在地を警備区域とする方面総監）の指揮監督を受け、次の各号に掲げる職務を行う。ただし、方面総監は、特に必要がある場合には、師団長又は旅団長に、陸上総隊司令官直轄部隊、方面総監直轄部隊等及び防衛大臣直轄部隊等に属する駐屯地司令（市ヶ谷駐屯地司令を除く。）を指揮監督させることができるものとする。

- (1) 駐屯地の警備及び駐屯地における消防に関すること。
- (2) 駐屯地及び駐屯地の周辺地区における隊員の規律の統一に関すること。
- (3) 駐屯地における秘密の保全の統一に関すること。
- (4) 駐屯地における広報に関すること。
- (5) 駐屯地における防疫（予防接種を含む。）に関すること。
- (6) 駐屯地における発信調整者の指定に関すること。
- (7) 駐屯地に所在する部隊等（以下「駐屯部隊等」という。）の代表者としての部外との交渉に関すること。（第10条に定める業務に関する交渉を除く。）。
- (8) その他駐屯地の行事の統一に関すること。

2 駐屯地司令は、前項に定める職務を行うため駐屯部隊等及び駐屯部隊等に属しない隊員で当該駐屯地に居住し又は所在する隊員を前項の職務に関係のある事項に関して指揮監督するものとする。

3 駐屯地司令は、方面総監の命を受け、駐屯地業務隊が実施する業務（第10条に定める業務とし、以下「駐屯地業務」という。）のうち次の各号に掲げるものについて、駐屯地業務隊長を指揮監督するものとする。

- (1) 駐屯地の環境整備計画に関すること。
- (2) 土地、建物及びこれに附帯する諸施設（隊員の宿舎を含む。以下同じ。）の割当て並びに維持及び補修の計画に関すること。

4 駐屯地司令は、方面総監の定めるところにより、駐屯地業務のうち次の各号に掲げるものについて駐屯地業務隊長を監督するものとする。

- (1) 駐屯部隊等に対する所要の物品補給の優先順位に関すること。
- (2) 駐屯地における給養の実施計画に関すること。
- (3) 駐屯部隊等に対する所要の福利厚生業務の実施の優先順位に関すること。
- (4) 駐屯部隊等に対する保健衛生及び医療等の実施計画に関すること。
- (5) 駐屯地業務の実施に関し特に必要とする事項の調整に関すること。

5 駐屯地司令は、駐屯地業務のため必要とする勤務人員及び器材等の差出しに関して方面総監（市ヶ谷駐屯地司令は、陸上幕僚長）の定めるところにより駐屯部隊等を監督するとともに、駐屯部隊等に配分された諸経費の使用に関し陸上幕僚長の定

めるところにより統制を行うものとする。

(市ヶ谷駐屯地司令の職務及び権限の特例)

第5条の2 市ヶ谷駐屯地司令は、その職務の執行及び権限の行使に関して別段の定めがある場合には、前条の規定にかかわらず、その定めるところによるものとする。

(駐屯地司令の補助者)

第6条 駐屯地司令(総監部等の所在地の駐屯地司令を除く。この項において同じ。)は、第5条第1項に定める職務を実施するため、当該駐屯地司令の属する部隊等の特定の隊員にその事務処理を行わせることができる。ただし、駐屯地司令は、第5条第1項に定める職務を実施するため必要があるときは、陸上幕僚長の定めるところにより、当該駐屯地の駐屯地業務隊長が命ずる駐屯地業務隊の特定の隊員にその事務処理を行わせることができる。

2 総監部等の所在地の駐屯地司令は、前項の職務を実施するため、当該駐屯地の駐屯地業務隊長が命ずる駐屯地業務隊の特定の隊員にその事務処理を行わせることができる。

(駐屯地幕僚)

第7条 駐屯地司令は、陸上幕僚長の定めるところにより、当該駐屯地の部隊等の幹部自衛官若干名に駐屯地幕僚として第5条に定める職務を補佐させることができる。

(分屯地司令)

第8条 分屯地に分屯地司令を置く。

2 分屯地司令は、当該分屯地に所在する部隊等(当該分屯地に臨時に駐屯するものを除く。)の長のうち自衛官の順位に関する訓令第3条の規定により順位の上位にある陸上自衛官をもって充てるものとする。

3 分屯地司令は、当該分屯地について駐屯地司令の指揮監督を受け、第5条第1項に定める職務を行う。

4 分屯地司令は、前項に定める職務を行うため、分屯地に所在する部隊等又は隊員を当該職務に関係ある事項に関して指揮監督するものとする。

(駐屯地の警備に関する指揮関係)

第8条の2 方面総監は、陸上自衛隊の部隊の一体的運用の円滑な実施に関する訓令(平成30年陸上自衛隊訓令第8号)第4条第3項の規定により、駐屯地の警備について、防衛大臣が別に命ずる場合を除き、陸上総隊司令官の指揮を受けるものとする。

### 第3章 駐屯地業務隊

(駐屯地業務隊)

第9条 駐屯地に駐屯地業務隊を置く。ただし、市ヶ谷駐屯地及び別表第2に定める駐屯地にはこれを置かないものとし、同表に指定する駐屯部隊等の長は、当該駐屯地における駐屯地業務を担当するものとする。

(駐屯地業務隊の任務)

第10条 駐屯地業務隊は、駐屯地(隊員の宿舎を含む。)及び演習場等(当該駐屯地業務隊が特に使用管理を指示された演習場及び射撃場等を総称する。以下同じ。)並びに駐屯部隊等(駐屯地の近傍に所在し若しくは通過し又は駐屯地に来隊する部

隊等及び隊員を含む。)及び行動部隊等に対し次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 土地、建物及びこれに附帯する諸施設の借上げ、維持及び補修（地方防衛局の所掌に属するものを除く。以下同じ。）並びに割当等に関する事。
- (2) 建物及びこれに附帯する諸施設の建設に関する事（地方防衛局の所掌に属するものを除く。以下同じ。）。
- (3) 人事記録に関する業務の処理に関する事。
- (4) 身分証明書に関する業務の処理に関する事。
- (5) 退職手当、恩給及び災害補償に関する業務の処理に関する事。
- (6) 損失補償及び損害賠償に関する業務の処理に関する事。
- (7) 陸上幕僚長の定める再就職援護業務の実施に関する事。
- (8) 陸上幕僚長の定める調査業務の実施に関する事。
- (9) 鉄道及び船舶等による輸送業務の処理並びに輸送技術情報に関する事。
- (10) 陸上幕僚長の定める物品の調達（会計隊の所掌に属するものを除く。以下同じ。）補給、保管、整備及び処分の実施に関する事。
- (11) 給養の実施に関する事。
- (12) 福利厚生に関する業務の実施に関する事。
- (13) 共済組合に関する事。
- (14) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関する事。
- (15) 保健衛生及び医療等に関する業務の実施に関する事。
- (16) 隊員の募集に伴う身体検査に関する事。
- (17) 公文書の接受及び発送その他駐屯地の庶務に関する事。
- (18) 前各号に掲げる業務に関する部外との交渉に関する事。

（駐屯地業務隊長）

第11条 駐屯地業務隊長の長は、駐屯地業務隊長とする。

2 駐屯地業務隊長は、方面総監の指揮監督（第5条第3項に定める事項を除く。）を受け、当該駐屯地業務隊長の隊務を統括する。

（駐屯地業務隊長の分科）

第12条 駐屯地業務隊長に次の5科を置く。

総務科  
管理科  
補給科  
厚生科  
衛生科

（総務科）

第13条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 外来者の宿泊、給養及び接待に関する事。
- (4) 人事記録に関する業務の処理に関する事。

- (5) 身分証明書に関する業務の処理に関すること。
- (6) 退職手当及び災害補償に関する業務の処理に関すること。
- (7) 損失補償及び損害賠償に関する業務の処理に関すること。
- (8) 陸上幕僚長の定める再就職援護業務の実施に関すること。
- (9) 土地、建物及びこれに附帯する諸施設の使用区分の割当に関すること。
- (10) 駐屯地の近傍に所在し若しくは通過し又は駐屯地に来隊する部隊等及び隊員の支援に関すること。
- (11) 調査業務の実施に関すること。
- (12) 自隊の人事、秘密の保全、組織、定員、教育訓練、業務の改善その他これらに準ずる業務に関すること。
- (13) 自隊に対する物品の補給に関すること（他の科の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
- (15) その他駐屯地業務隊長から命ぜられた事項に関すること。

（管理科）

第14条 管理科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 土地、建物及びこれに附帯する諸施設の借上げ、維持、補修及び運営に関すること（他の科の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 建物及びこれに附帯する諸施設に関すること。
- (3) 防火施設の維持、運営に関すること及び消火用器材資材の維持、運営に関する技術的指導に関すること。
- (4) 自隊の車両の管理及び運用並びに駐屯地用車両整備工場及び駐屯地用工具の管理に関すること。（方面総監の直轄の後方支援隊の所掌に属するものを除く。）
- (5) 鉄道及び船舶等による輸送業務の処理に関すること。
- (6) 輸送技術情報に関すること。
- (7) その他駐屯地業務隊長から命ぜられた事項に関すること。

（補給科）

第15条 補給科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品の調達、補給、保管、整備及び処分の実施に関すること（他の科の所掌に属するものを除く。）
- (2) 給養の実施に関すること。
- (3) その他駐屯地業務隊長から命ぜられた事項に関すること。

（厚生科）

第16条 厚生科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関する業務の実施に関すること。
- (2) 隊員の宿舎に関すること。
- (3) 陸上幕僚長の定める厚生に関する物品の調達、補給、保管、整備及び処分に関すること。
- (4) 共済組合に関すること。
- (5) 恩給に関する業務の処理に関すること。

(6) その他駐屯地業務隊長から命ぜられた事項に関する事。

(衛生科)

第17条 衛生科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の健康診断の実施に関する事。
- (2) 環境衛生及び防疫に関する事。
- (3) 診療の実施に関する事。
- (4) 隊員の募集等に伴う身体検査に関する事。
- (5) 陸上幕僚長の定める衛生に関する物品の調達、補給、保管、整備及び処分に関する事。
- (6) 医務室の運営に関する事。
- (7) その他駐屯地業務隊長から命ぜられた事項に関する事。

第18条 削除

(科長)

第19条 駐屯地業務隊の各科に科長を置く。

2 科長は、駐屯地業務隊長の命を受け、科務を掌理する。

第4章 雑則

(駐屯地業務を担当する部隊等の長)

第20条 第9条ただし書に規定する駐屯地業務を担当する部隊等の長は、駐屯地業務の実施に関しては、当該駐屯地を所管する方面総監の指揮監督を受けるものとする。

(分屯地における駐屯地業務の実施)

第21条 分屯地における駐屯地業務は、当該分屯地をその一部とする駐屯地の駐屯地業務隊長等(駐屯地業務隊長及び駐屯地業務を担当する部隊等の長を総称する。以下同じ。)が、駐屯部隊等の協力を得て行うものとする。

2 前項の駐屯地業務隊長等は、要すれば当該部隊等の一部を分屯地に派遣し、当該分屯地の駐屯地業務を行わせることができる。

3 方面総監は、必要があるときは、第1項の駐屯地業務隊長等の行う分屯地における駐屯地業務の一部を、当該分屯地に所在する部隊等の長に行わせることができる。

4 分屯地における駐屯地業務の細部に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

第22条 削除

(鉄道輸送業務に関する特例)

第23条 別に指定された駐屯地業務隊長等は、第10条第9号に定める業務のほか、別に定める鉄道輸送業務の処理に任ずるものとする。

第24条 削除

(地方協力本部の支援)

第25条 自衛隊地方協力本部の近傍に所在する駐屯地業務隊長等は、別に定めるところにより、自衛隊地方協力本部の管理支援業務を行うものとする。

(駐屯地業務の実施に関する特例)

第26条 駐屯地業務隊長等は、必要があるときは、陸上幕僚長の定める事項に関してその近傍に所在する他の駐屯地の駐屯地業務の一部の実施を担当するものとする。

(委任規定)

第27条 この訓令の実施に関して必要な事項は、陸上幕僚長が定める。ただし、駐屯地の警備に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

2 この訓令に定めるもののほか、駐屯地業務隊の内部組織の細部に関し必要な事項は、駐屯地業務隊長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。ただし、第12条から第17条までの規定は、次の表の左欄に掲げる駐屯地業務隊については、それぞれ同表の右欄に掲げる日から施行する。

市ヶ谷駐屯地業務隊	昭和34年10月23日
その他の駐屯地業務隊（越中島駐屯地業務隊及び芝浦駐屯地業務隊を除く。）	昭和34年12月4日

2 駐とん地司令及び駐とん地業務隊に関する訓令（昭和29年陸上自衛隊訓令第14号）は、昭和35年1月14日において廃止する。ただし、同訓令第8条から第12条までの規定は、前項の表の左欄に掲げる駐とん地業務についてはそれぞれ同表の右欄に掲げる日からその効力を失うものとする。

3 第12条から第17条までの規定の施行の際、現に駐とん地業務隊に置かれている庶務科、管理科、厚生科及び衛生科は、それぞれこの訓令の相当規定による総務科、管理科、厚生科及び衛生科となるものとする。

4 越中島駐とん地業務隊及び芝浦駐とん地業務隊の分科及び所掌事務については、第12条から第17条までの規定にかかわらず、なお、当分の間、従前の例による。

5 第1項の表の左欄に掲げる駐とん地業務隊については、それぞれ同表の右欄に掲げる日から明和35年1月13日までの間は、第13条各号中「(13) その他駐とん地業務隊長から命ぜられた事項に関する事。」とあるは

「(13) 保安巡察その他駐とん地及び駐とん地の周辺における隊員の規律の統一に関する事項に関する事。」

(14) 表彰に関する事。

(15) 広報に関する事。

(16) 駐屯地の警備及び防火に関する事。

(17) 秘密保全の統一に関する事。

(18) その他駐屯地業務隊長から命ぜられた事項に関する事。」

と読み替えるものとする。

附 則（昭和35年1月7日陸上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、昭和35年1月25日から施行する。

附 則（昭和35年3月11日陸上自衛隊訓令第11号）

この訓令は、昭和35年3月15日から施行する。ただし、富士駐とん地滝ヶ原分とん地に係る部分は、同年4月11日から施行する。

附 則（昭和35年3月30日防衛庁訓令第12号）抄



1 この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年4月30日陸上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

附 則（昭和35年6月6日陸上自衛隊訓令第21号）

この訓令は、昭和35年6月30日から施行する。

附 則（昭和35年6月30日陸上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和35年6月30日から施行する。

附 則（昭和35年8月6日陸上自衛隊訓令第35号）

この訓令は、昭和35年8月12日から施行する。

附 則（昭和35年12月2日陸上自衛隊訓令第46号）

この訓令は、昭和35年12月9日から施行する。

附 則（昭和36年3月30日陸上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月28日陸上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和36年8月17日から施行する。

附 則（昭和36年10月13日陸上自衛隊訓令第21号）

1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

2 この訓令は施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の陸上自衛隊訓令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和37年3月8日陸上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、昭和37年4月20日から施行する。

附 則（昭和37年6月22日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、昭和37年8月15日から施行する。ただし、福岡駐とん地对馬分屯地に係る部分は、昭和37年8月25日から施行する。

附 則（昭和37年9月6日陸上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和37年10月10日から施行する。ただし、宇都宮駐とん地宇都宮北分とん地及び山口駐とん地防府分とん地に係る部分は、同年11月30日から施行する。

附 則（昭和38年1月25日を陸上自衛隊訓令第1号）

この訓令は、昭和38年1月31日から施行する。

附 則（昭和38年2月22日陸上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、昭和38年3月31日から施行する。

附 則（昭和38年12月27日陸上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和38年12月27日から施行する。ただし、北千歳駐とん地静内分とん地に係る部分は、昭和39年3月24日から施行する。

附 則（昭和39年3月13日陸上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年7月17日陸上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則 (昭和40年 1 月16日陸上自衛隊訓令第 2 号)

この訓令は、昭和40年 3 月15日から施行する。

附 則 (昭和40年 7 月10日陸上自衛隊訓令第 7 号)

この訓令は、昭和40年 7 月16日から施行する。

附 則 (昭和41年 1 月28日陸上自衛隊訓令第 3 号)

この訓令は、昭和41年 2 月21日から施行する。

附 則 (昭和41年 2 月 1 日陸上自衛隊訓令第 5 号)

この訓令は、昭和41年 3 月29日から施行する。

附 則 (昭和41年 3 月11日陸上自衛隊訓令第 6 号)抄

1 この訓令は、昭和41年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和42年 2 月24日陸上自衛隊訓令第 1 号)

この訓令は、昭和42年 3 月10日から施行する。

附 則 (昭和43年 2 月15日陸上自衛隊訓令第 1 号)

この訓令は、昭和43年 3 月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月19日陸上自衛隊訓令第2号)

この訓令は、昭和43年、3月25日から施行する。

附 則 (昭和43年11月26日陸上自衛隊訓令第5号)

この訓令は、昭和43年12月10日から施行する。

附 則 (昭和44年2月18日陸上自衛隊訓令第2号)

この訓令は、昭和44年3月1日から施行する。

附 則 (昭和44年12月24日陸上自衛隊訓令第12号)

この訓令は、昭和45年3月10日から施行する。

附 則 (昭和46年3月19日陸上自衛隊訓令第3号)

この訓令は、昭和46年4月20日から施行する。

附 則 (昭和46年7月23日陸上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、昭和46年7月23日から施行する。

附 則 (昭和46年9月17日陸上自衛隊訓令第12号)

この訓令は、昭和46年10月20日から施行する。

附 則 (昭和46年11月8日陸上自衛隊訓令第13号)

この訓令は、昭和46年11月8日から施行する。

附 則 (昭和47年4月27日陸上自衛隊訓令第12号)

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (昭和47年9月18日陸上自衛隊訓令第28号)

この訓令は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則 (昭和47年12月26日陸上自衛隊訓令第42号)

この訓令は、昭和47年12月27日から施行する。

附 則 (昭和48年3月16日陸上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、昭和48年3月19日から施行する。

附 則 (昭和48年4月12日陸上自衛隊訓令第15号)

この訓令は、昭和48年4月13日から施行する。ただし、この改正規定中那覇駐とん地

南与座分とん地に係る部分は同月16日から、那覇駐とん地コザ分とん地及び那覇駐とん地勝連分とん地に係る部分は同年5月1日から施行する。

附 則(昭和48年5月1日陸上自衛隊訓令第23号)

この訓令は、昭和48年5月2日から施行する。

附 則(昭和48年10月12日陸上自衛隊訓令第57号)

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則(昭和49年4月11日陸上自衛隊訓令第25号)

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則(昭和49年7月19日陸上自衛隊訓令第35号)

この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則(昭和50年2月13日陸上自衛隊訓令第3号)

この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則(昭和52年2月18日陸上自衛隊訓令第5号)

この訓令は、昭和52年3月25日から施行する。

附 則(昭和52年7月14日陸上自衛隊訓令第14号)

この訓令は、昭和52年8月2日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和53年7月14日陸上自衛隊訓令第22号)

この訓令は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則(昭和54年9月25日陸上自衛隊訓令第20号)

この訓令は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月11日陸上自衛隊訓令第13号)

この訓令は、昭和55年3月25日から施行する。

附 則(昭和55年3月28日陸上自衛隊訓令第18号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年1月31日陸上自衛隊訓令第3号)

この訓令は、昭和56年3月25日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号)

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則(昭和58年3月7日防衛庁訓令第4号)

この訓令は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則(昭和60年6月28日陸上自衛隊訓令第24号)

この訓令は、昭和60年7月15日から施行する。

附 則(昭和63年4月8日防衛庁訓令第12号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則(平成2年2月26日陸上自衛隊訓令第6号)

この訓令は、平成2年3月26日から施行する。

附 則(平成2年10月1日防衛庁訓令第38号)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成3年3月26日陸上自衛隊訓令第8号)

この訓令は、平成3年3月29日から施行する。

附 則(平成6年3月22日陸上自衛隊訓令第6号)

この訓令は、平成6年3月28日から施行する。

附 則(平成6年9月30日防衛庁訓令第48号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年1月17日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則(平成10年3月25日防衛庁訓令第12号)抄

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則(平成11年3月19日防衛庁訓令第8号)

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則(平成12年3月28日防衛庁訓令第10号)抄

1 この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

2 この訓令の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、改正後の駐屯地司令及び駐屯地業務隊長等に関する訓令第3条及び第9条中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と、第5条及び第5条の2（見出しを含む。）中「市ヶ谷駐屯地司令」とあるのは「市ヶ谷駐屯地司令及び檜町駐屯地司令」と読み替えるものとする。

附 則(平成13年3月26日防衛庁訓令第17号)抄

1 この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則(平成15年3月20日防衛庁訓令第6号)

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則(平成16年3月26日防衛庁訓令第18号)

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則(平成16年3月26日防衛庁訓令第号)

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則(平成18年3月24日陸上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成18年7月28日防衛庁訓令第83号)

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成19年1月5日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成19年3月27日防衛省訓令第10号)

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則(平成19年8月30日防衛省訓令第145号)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日防衛省訓令第12号)

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成21年5月27日陸上自衛隊訓令第19号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日防衛省訓令第8号)

- 1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則(平成23年4月19日防衛省訓令第20号)

この訓令は、平成23年4月22日から施行する。

附 則(平成24年3月23日防衛省訓令第10号)

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

附 則(平成25年3月22日防衛省訓令第16号)

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則(平成27年3月24日防衛省訓令第3号)

この訓令は、平成27年3月26日から施行する。

附 則(平成28年3月24日陸上自衛隊訓令第7号)

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則(平成30年3月2日防衛省訓令第6号)

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則(平成30年3月26日防衛省訓令第15号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置	分屯地がその一部となる駐屯地
名寄駐屯地稚内分屯地	稚内市	名寄駐屯地
名寄駐屯地礼文分屯地	北海道礼文郡礼文町	
旭川駐屯地沼田分屯地	北海道雨竜郡沼田町	旭川駐屯地
旭川駐屯地近文台分屯地	旭川市	
上富良野駐屯地多田分屯地	北海道空知郡上富良野町	上富良野駐屯地
釧路駐屯地標津分屯地	北海道標津郡標津町	釧路駐屯地
帯広駐屯地足寄分屯地	北海道足寄郡足寄町	帯広駐屯地
島松駐屯地苗穂分屯地	札幌市	島松駐屯地
島松駐屯地日高分屯地	北海道沙流郡日高町	
安平駐屯地早来分屯地	北海道勇払郡安平町	安平駐屯地
仙台駐屯地反町分屯地	宮城県宮城郡松島町	仙台駐屯地
霞ヶ浦駐屯地朝日分屯地	茨城県稲敷郡阿見町	霞ヶ浦駐屯地
新町駐屯地吉井分屯地	高崎市	新町駐屯地
守山駐屯地岐阜分屯地	各務原市	守山駐屯地
宇治駐屯地祝園分屯地	京都府相楽郡精華町	宇治駐屯地
米子駐屯地美保分屯地	境港市	米子駐屯地
山口駐屯地防府分屯地	防府市	山口駐屯地
徳島駐屯地北徳島分屯地	徳島県板野郡松茂町	徳島駐屯地

小倉駐屯地富野分屯地	北九州市	小倉駐屯地
目達原駐屯地鳥栖分屯地	鳥栖市	目達原駐屯地
健軍駐屯地高遊原分屯地	熊本県上益郡益城町	健軍駐屯地
別府駐屯地大分分屯地	大分市	別府駐屯地
那覇駐屯地白川分屯地	沖縄市	那覇駐屯地
那覇駐屯地勝連分屯地	うるま市	
那覇駐屯地知念分屯地	南城市	
那覇駐屯地八重瀬分屯地	沖縄県島尻郡八重瀬町	
那覇駐屯地南与座分屯地	沖縄県島尻郡八重瀬町	

## 別表第2（第9条関係）

駐屯地業務隊をおかない駐屯地の名称	駐屯地業務を担当する部隊等の長
島松駐屯地	陸上自衛隊北海道補給処長
安平駐屯地	陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処長
白老駐屯地	陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処長
勝田駐屯地	陸上自衛隊施設学校長
土浦駐屯地	陸上自衛隊武器学校長
北宇都宮駐屯地	陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長
十条駐屯地	陸上自衛隊補給統制本部長
松戸駐屯地	陸上自衛隊需品学校長
下志津駐屯地	陸上自衛隊高射学校長
三宿駐屯地	陸上自衛隊衛生学校長
目黒駐屯地	陸上自衛隊教育訓練研究本部長
用賀駐屯地	陸上自衛隊関東補給処用賀支処長
小平駐屯地	陸上自衛隊小平学校長
横浜駐屯地	陸上自衛隊中央輸送隊長
久里浜駐屯地	陸上自衛隊通信学校長
富山駐屯地	第382施設中隊長
鯖江駐屯地	第372施設中隊長
富士駐屯地	陸上自衛隊富士学校長



明野駐屯地	陸上自衛隊航空学校長
桂駐屯地	陸上自衛隊関西補給処桂支処長
宇治駐屯地	陸上自衛隊関西補給処長
川西駐屯地	自衛隊阪神病院長
和歌山駐屯地	第304水際障害中隊長
三軒屋駐屯地	陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処長
春日駐屯地	自衛隊福岡病院長
前川原駐屯地	陸上自衛隊幹部候補生学校長
目達原駐屯地	陸上自衛隊九州補給処長
対馬駐屯地	対馬警備隊長
熊本駐屯地	自衛隊熊本病院長
南別府駐屯地	自衛隊別府病院長
与那国駐屯地	与那国沿岸監視隊長